

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新予定年月日	令和8年5月1日 (第6回)
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	石井町 36341
地域名 (地域内農業集落名)	石井町  (石井町、浦庄村、高原村、藍畑村、高川原村(内谷、尼寺、德里、利包、本条、山路、井ノ元、北石井、中央、渋市、中村、城ノ内、重松、下浦(1)、下浦(2)、上浦(1)、上浦(2)、諏訪(1)、諏訪(2)、国実、大万、関、平島、西高原、中塚、東高原、池北、桑島、中島、西覚円、東覚円、高畑西、高畑東、中須、第十、東郷、寺内、中南、城郷、箕手、池東、加茂野、市楽、桜間、森ノ下、南島、天神))

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

	(変更前)	(928.1)
区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）		928.0 ha
	(変更前)	(878.7)
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積		878.5 ha
② 田の面積		633.9 ha
	(変更前)	(294.2)
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）		294.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計		101.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計		52.4 ha
（参考）区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計		54.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		26.2 ha
（備考） 「区域内の農用地等面積」に含まれる遊休農地	21.5 ha	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

石井町地域計画の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）約930ha、地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）約300人で耕作面積約330ha。比較的小規模経営で高齢の担い手も多い。地域農業の課題として、担い手を含めた農業者の高齢化や後継者不足、不作付地の増加が挙げられる。令和5年度石井町農業委員会実施のアンケート結果に基づく集計では、80歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積の方が多くなっている。しかし、未回答の後継者が不在の農業者も多数いることが想定される。そのため、後継者不足に備えて、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

石井町は、吉野川からもたらされた肥沃な農地が広がり飯尾川を境にして南の水田地帯で、北は畑地と排水のよい水田があり、ほうれん草・ブロッコリー・スイートコーン等を中心とした露地野菜、水稲、畜産（酪農、和牛繁殖）が盛んである。そのため、水稲、露地野菜、飼料作物を主力作物とする。生産体系として、水稲＋野菜又は水稲＋飼料作物の2毛作、及び野菜又は飼料作物の2期作を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地の貸付け等の意向把握と農地中間管理機構の活用

農業委員会や農地利用最適化推進委員等により農地の貸付け等の意向を確認し、将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。（No.33・No.69・No.84の経営体に重点的に集積）

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	18.9	%	将来の目標とする集積率	29.0	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

担い手が利用する農地の団地数及び面積は、5箇所、平均86a(令和6年度時点)。現状は、圃場が分散しており、団地数・面積共に少ないため、団地数及び面積の拡大を進める(令和16年度時点)。



- 注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合